平成２９年度第１回広島県屋外広告物審議会議事録

１　日　　時　　平成２９年１０月３０日（月）１４：００～１５：５０

２　場　　所　　広島県庁北館　第３委員会室
（広島市中区基町１０番５２号）

３　出席委員　　岡山委員，奥田委員，久保井委員，田邊委員，友道委員
中原委員，伏見委員，山下委員，山田委員

４　議　　題　　(1)屋外広告物の安全対策強化について
(2)規制地域の指定について
(3)適用除外の基準の拡大について

５　担当部署　　広島県土木建築局都市計画課都市総務グループ
ＴＥＬ（０８２）５１３－４１１１（ダイヤルイン）

６　会議の内容

(1) 開会

(2) 都市建築技術審議官あいさつ

(3) 出席者紹介

(4) 会長の選任等

ア　田邊委員が会長に選任された。

イ　田邊会長が伏見委員を職務代理者に指名した。

ウ　田邊会長が山下委員と友道委員を議事録署名委員に指名した。

(5) 議事

ア　委員総数１０名中９名が出席しており，広島県屋外広告物審議会規則第７条の規定により，定足数を満たしていることを確認した。

イ　屋外広告物の概要について事務局から説明した。

ウ　審議事項について，第１号議案書から第３号議案書に基づき事務局から説明した。

エ　審議内容

以下のとおり

第１号議案　屋外広告物の安全対策の強化について

○事務局

それでは，屋外広告物の安全対策の強化について御説明いたします。

議案書の３ページをお開きください。

第１号議案は，屋外広告物の安全対策の強化について諮問するものでございます。内容は３つございまして，１つめに管理義務の明確化，２つめに有資格者による安全点検の義務化，３つ目に点検結果報告の義務化の３つの内容に沿って，条例及び規則を改正するものでございます。具体的には議案説明資料を使って御説明いたします。

議案説明資料の１ページをお開きください。

「１　屋外広告物を取り巻く環境」です。先ほど審議官のあいさつにもありましたとおり，近年，所有者等により適切に管理されていない屋外広告物が各地で見受けられ，こうした屋外広告物が落下する事故が発生しており，屋外広告物の安全性の確保がこれまで以上に求められてきております。最近では，札幌市で広告板が落下し，人身事故が発生しております。

７ページを御覧ください。

平成２７年２月１５日に，札幌市内の飲食店ビルの看板の一部が１５ｍの高さから落下し，歩道を歩いていた２１歳の女性の頭部に当たり，重傷となる事故が発生しております。

１ページにお戻りください。

このような状況を踏まえまして，平成２８年４月，国土交通省が屋外広告物の安全性の確保に向けて，屋外広告物条例ガイドライン（案）を改正したことから，全国的に条例の改正に向けた動きが出てきている状況にあります。

「２　ガイドライン（案）の改正ポイント」について御説明します。ポイントについては３つございます。

まず（１）「所有者」「占有者」の責任の所在の明確化です。広告物の必要な管理を行い，良好な状態に保持する責務がある者に，これまでの表示者・設置者・管理者のほかに，所有者・占有者を追記し，その責任の所在を明確にしたものでございます。これは貸看板のように，表示者・設置者と所有者が異なる場合も想定し，民法の７１７条の工作物責任を念頭に置いた改正でございます。

次に（２）有資格者による安全点検の義務化でございます。広告物の所有者等は，屋外広告士その他これと同等以上の知識を有する者に，広告物の点検をさせなければならない旨の規定を追加しております。

最後に（３）点検結果の報告義務の明確化でございます。広告物の所有者等は，許可の更新等の申請を行う場合に，（２）の点検結果を提出する旨の規定を追加しております。

２ページをお開きください。

条例及び規則の改正の要点について御説明します。基本的にはガイドライン（案）の改正内容に沿った改正を予定しております。

まず（１）管理義務の明確化でございます。現在，条例には管理義務についての明確な規

定がないため，表の改正案のとおり，広告物の表示者，設置者，管理者だけでなく，所有者，占有者も管理義務があることを明記した条文を新設することにしております。

次は（２）有資格者による安全点検の義務化でございます。（２）については，ア，イ，ウの３つの柱からなっております。

まず「ア　管理者（点検者）の設置義務」でございます。管理者の設置については，現在，条例等に明確な規定がないため，表の改正案のとおり，一定規模以上の屋外広告物については管理者の設置を義務付ける条文を新設することにしております。

次は「イ　安全点検の義務付け」でございます。安全点検につきましても，現在，条例等に規定がないため，表の改正案のとおり，一定規模以上の屋外広告物について，管理者による点検を義務付ける条文を新設することにしております。

管理者による安全点検の対象となる広告物についてでございますが，高さが４ｍを超えるもの又は面積が１０㎡を超えるものを考えております。

この基準の根拠でございますが，高さが４ｍを超えるものとしたのは，高さが４ｍを超えると建築基準法上の工作物に該当し，建築物と同等の扱いとされること，また面積が１０㎡を超えるものとしたのは，１０㎡以下の広告物は適用除外に該当し，許可申請の対象外とされるためでございます。

また，広島市がこの基準を採用していることも考慮しております。広島市は先進的に平成１５年度から安全点検制度を導入しておりまして，事業者の間ではこの基準が定着しており，スムーズな制度導入を図るため，安全点検制度の大枠については，広島市に合わせております。

３ページを御覧ください。

上の表には，規則の改正案を，またその下にはイメージ図を掲載しております。

次は「ウ　管理者（点検者）の有資格化」でございます。管理者の資格については，現在，条例等に規定がないため，広島市の基準等を踏まえ，管理者は①～⑤のいずれかの資格を有する必要があることを明記した条文を，次ページの４ページに記載した改正案のとおり新設することにしております。

最後に（３）点検結果報告の義務化についてでございます。点検結果報告については，現在，条例等に規定がないため，許可更新の申請を行う場合に，点検に係る報告書を添付書類として提出することを義務付ける条文を，表の改正案のとおり，規則で定めることにしております。なお，報告書の提出は，設置から５年経過後の６年目からとし，その後は３年毎に求めることにしております。

報告書の点検区分・点検内容につきましては，５ページの報告書様式に記載のとおりでございます。これにつきましては国の「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」に示された様式や他の自治体の様式などを参考としたものでございまして，この様式を規則に新設することとしております。

（４）施行予定期日につきましては，所有者等への周知や所有者等による有資格者の管理者選定等に要する期間に一定の期間を確保する必要があり，更新許可の事務を担当する市町

の意見等を踏まえ，１年６か月を周知・準備期間として確保し，平成３１年１０月１日からの施行を考えております。

第１号議案の説明は以上でございます。

○田邊会長

以上につきまして，何か御質問，御意見はありませんか。

○久保井委員

今の説明の中で，３ページに規則が載っています。この第２条の３のあとの条文ですが，これは第１５条の３第１項の間違い，誤字ではありませんか。

○事務局

そうですね，はい，１５条の間違いです。ありがとうございます。

○田邊会長

１５条の３というのは，２ページの一番下に改正案がありますが，これだけではなく，第２項などがあるわけですね，規則の中に「第一項」とありますので。

○事務局

はい。条文については，今，県庁内で協議をしている最中で，条文が行ったり来たりする中で誤植が生じたもので，大変申し訳ございません。

○田邊会長

今の２ページの一番下の１５条の３のところを指しているということですね。

○事務局

はい，そうでございます。

○山田委員

質問というか確認というか，初めてでわからないので教えてください。

１ページのガイドラインの改正ポイントのところで，ポイントとして表示者，設置者，管理者，従来のこの３者プラス，所有者，占有者が加わったという御説明でしたが，それ以降の２ページ，３ページを見ますと，安全点検の義務化で書かれているのは主に管理者になっています。

このガイドラインの改正によって，この５者の責任所在は，具体的にどのように明確化されているのでしょうか。安全対策の強化について，表示者とか設置者とか，管理者，所有者，占有者，それぞれ責任がきちんと分かれているのですか。

○事務局

通常，設置者，表示者と所有者というのは兼ねている場合が多いかと思いますが，契約の形として，貸看板などは，そういうところが別れる可能性があるということで，今回，念のためというか，責任がある者の対象を広げたというのが，ガイドラインの改正のポイントです。

そういう中で，条例で管理者という位置付けがあいまいでしたので，その辺を，所有者等でその看板に対して責任がある者は,管理者を選定して委託しなければならないという形に,この条例の中身を改正しています。

○山田委員

例えばこの５ページに点検報告書の様式があります。上の方には「設置者」,「管理者」とあります。こう書かれると，何かあったときの責任は，書かれている以上は点検者＝管理者にあると思いますが，看板の所有者にはどんな責任があるのでしょうか。ガイドラインで，この看板の占有者，所有者には新たにどんな責任があると明記されているのでしょうか。

○事務局

特にそれは明記していません。今までガイドラインでは３者あったのですが，それに追記する形で所有者，占有者という定義のされ方をしています。多分，実際の契約の中ではいろいろ交じり合うといいましょうか，これは所有者，これは占有者と決めづらいものがあると思います。

実際，条例の方でも表現の仕方を，現段階で考えているわけですが，結局，まとめた形で「所有者等」という表現にせざるを得ないかなと考えております。漏れがないように，という感じで。

○山田委員

そういうふうに，漏れがないように「等」でひと括りにすると，結局は責任の所在が，どこにどういう責任があるのかがわからないままなのかなと，ちょっと思ったものですから。

○事務局

それは申請書なり，報告書の中で責任の所在が出てくるのかなと思っております。

○山田委員

はい，わかりました。ありがとうございます。

○田邊会長

山田委員がおっしゃったのは，例えばこの前の看板が落ちたようなときの話ですか。

○山田委員

具体的にイメージはしていないのですが，この３者プラス２者という，ではその割には，安全点検には全部「管理者」という文言が載っているので，では新たに追加された「所有者」や「占有者」にはどんな責任があるのかという質問です。

○田邊会長

これは一般に，例えばこの間の札幌の事故のような場合に，どなたに責任が生じることになるのでしょうか。

○事務局

札幌市の事案につきましては，その会社の自社ビルで，設置者＝所有者でしたので，そういうことが多分，多いのだと思いますが，貸看板のような形で看板の所有者があって，そこの場所を借りて看板を取り付けた場合で看板が落下したときに，所有者と設置者が分かれてくるというか…

○山田委員

その場合にはどこの責任になるのですか。自社ビルではなく，貸看板が落ちた場合，どちらに…

○事務局

例えば広告塔のようなものを作った人は所有者になろうかと思いますが，その看板の掲示するところを借りて設置する，表示する場合は，広告塔自体の所有者と看板の設置者が分かれてくるような場合が考えられると思います。

○岡山委員

実際は裁判になると思います。

今回の札幌の事件についても，ビルのオーナー＝店舗でしたので，店舗の責任者の副店長に刑事罰が確定しています。管理の責任を怠ったということで。

業者が点検していたのですが，札幌市の条例が甘くて，下から望遠鏡で見て「はい，ＯＫ」として書類を書いて，「ＯＫです」と出していたのですね。半年前位に点検して出していたのですが，その半年後に落ちたということで，裁判になって，業者が悪いのか，会社の社長が悪いのか，店舗が悪いのかとなって，最終的には店舗の責任者が３０万円の罰金でしたけれども，刑事罰ということになりました。

○田邊会長

多分，事故の態様によって違うということで，結局，その取り付け部分が弱かったとかい

う瑕疵があれば，当然取り付けた人が責任を負います。

それでなければ，最終的には所有者になるでしょうけれども，看板自体が剥がれ落ちたというような状況もあるでしょうし，いろいろな状況によって違うということで，いずれにせよ責任の擦り付け合いみたいなことに，最後は誰かが責任を負うということになります。

民法の場合は，先ほど御説明があったように，最終的には所有者が責任を負う形になるのですが，なかなか難しい，いろいろな問題が出てきます。

刑事罰は刑事罰ですし，多分，業者には業者の問題も出てくるでしょうけれども，それぞれ責任者が違ってくる可能性があります。

そこは別に，今回の条例ではもともと入っていないのでしょう？

○事務局

はい，もともとガイドラインにも入っていませんし，ガイドラインの趣旨はあくまでも広く，所有者でも知らない顔はさせないというようなことがありますので，それを条例案に反映させたところです。

実際の看板では，いろいろ契約の中でかなり曖昧なところもありますし，複雑な場合もあって，誰が設置者で，誰が所有者かきれいに分かれるとか，その辺がなかなか難しいので，条例の中ではその辺の定義はできないと判断しています。

○田邊会長

よろしいでしょうか。

○山田委員

はい。

○田邊会長

ほかに何かありませんか。

○中原委員

広島県の現状を知りたいのですが，ボリューム感でいうと３，７９２の広告物があって，それを掲示する業者が４７６社あると。これだけのボリュームを，この改正案によると５年経ったら３年毎に点検すると。

それについては，別に県で点検結果をフォローしていくことになるのでしょうけれども，現状として，県として点検結果や状況を現状として把握されているのかどうかということ。

そして，この札幌の事故は大きな事故ですが，そうではない軽微なヒヤリ・ハットみたいな事案は県内であったのかとか，こうすれば本当に安全は確保できるのかという，いわゆる程度の問題だと思いますが，その辺は現状に即したものかどうかを教えていただきたいのですが。

○事務局

先ほどの５年経過後というのは，あくまでも新設，新しい看板についてということで，車検と同様に最初は長く，次からは短くということで，５年，３年というルールを設けています。

安全点検については，許可の更新に伴って出していただくものでありまして，許可の更新事務については，最初の許可申請もそうですが，市町で行っています。実際，市町でもいろいろ努力されていますが，市町により温度差がある中で，県の主導のもとで，これからスムーズな制度の導入に向けてやっていかないといけないと思っているところです。

実際，今までの状況の中でヒヤリとしたような事案があるかといいますと，大きな事故はありませんけれども，何年か前に，自己看板で店の上に店舗の名前を記した看板が落ちて，下に人が歩いていたら大ケガをしたのではないかという事案が，数年前にあったと記憶しております。それ以外には特に記憶に残るような事故等はございません。

○中原委員

許可の更新は何年毎ですか。

○事務局

１年毎でございます。

○中原委員

では毎年必ず，この規模の屋外広告物というのは，市町がチェックをしているのですか。

○事務局

はい，そうです。今回の条例案を検討するときに，市町と調整会議をしたのですが，許可の期間をどうするかという話の中で，市町と看板の所有者等がコンタクトする機会というのは，そういう更新のときぐらいしかないということで，許可の期間が数年伸びてしまうと，その辺の機会が絶たれてしまうので，１年毎というのは変えないでほしいという意見が強くあったものでございます。

○中原委員

今回の改正で行う点検というのは，毎年，資格者による安全点検を行って，市町は安全性を確認しているということですか。

○事務局

点検結果の報告書を添付するのは，設置から５年，そのあと３年おきということで，その間の更新では安全点検結果報告書は省略するということです。

○中原委員
　ということは，今までも毎年チェックをしているけれども…

○事務局
　今までございますか？

○中原委員
　今までも毎年，市町がチェックしているのでしょう？　で，今後，３年毎に，新たにチェックリストに沿った点検報告書を提出していただくというのがプラスアルファされると。

○事務局
　はい，そういうことです。

○中原委員
　その安全点検報告書というのは，屋外広告物士のようなプロフェッショナルが，おっしゃられたように下から望遠鏡で見て「安全ですよ」みたいなことではなく，ちゃんと接続の所などを見てやるから大丈夫ですよと。

○事務局
　はい，点検内容そのものは，近くで見たり，検査したりしないとわからないような中身になっているということです。

○岡山委員
　毎年の更新については，書類のみで点検はされていないと思います。いまおっしゃられた，５年とか３年スパンで更新書類と一緒にこの安全点検報告書が送られてきて，これがあるなら今年は点検しないといけないね，というのが現状だと思います。毎年の更新は，書類とお金を納めたらＯＫという状況だと思います。

○田邊会長
　その許可更新の書類はどのようなものになりますか。

○事務局
　更新の申請書の様式は，フラットファイルの規則の４２ページにございます。

○久保井委員
　点検も何もないですね。

○田邊会長
　これは許可申請ですね。

○事務局
　はい。今までは許可と更新を兼ねた書類でやっておりまして，この度の改正で，更新専用の申請書を作る予定です。

○田邊会長
　つまり，１年毎に許可しているということですね。

○事務局
　はい，そういうことです

○田邊会長
　新たに許可をやり直すと。

○事務局
　はい，リセットしているということです。

○田邊会長
　すると１年毎の更新では，毎回，書類を出さないといけなくなると。

○事務局
　はい。

○田邊会長
　それが３年毎になると，通常の更新では，これよりも軽減された書類になるわけですね。

○事務局
　はい。

○伏見委員
　ガイドラインのポイントとして，「表示者，設置者，管理者に加えて，所有者と占有者の責任の所在を明確にする」と。先ほどの山田委員と重複しますが，点検報告書になぜ設置者と管理者（点検者）のみで，なぜここに所有者，占有者の署名捺印欄がないのでしょうか。

○事務局

この報告書の表示方法につきましては，条例を改正した他の自治体を参考に「設置者」と仮に書いてありますが，これについては，どの表現が妥当かについて協議しているところです。実際には，一番許可がほしい人と言いましょうか，そういう方がここに名前を載せることになろうかと思います。

○伏見委員

せっかく改正で所有者，占有者の責任の所在を明確にということなので，点検報告書にも明記された方がいいと思います。

○事務局

それも少し考えたのですが，実際，市町で一般の方に説明するときに，「所有者等」として分かってもらえるのかなと。その辺の表現については，条例の中身との整合も図りながら，どういう表現が適切かというのを，今後考えていきたいと思います。

○田邊会長

多分，今の話でいくと，先ほど４２ページの許可申請書辺りは管理者だけでなく，所有者なりを書かなくてはならなくなると思います。管理者，設置者，所有者くらいは。多分，占有者と設置者，管理者とかは重複することがあると思うので，まあ念のために入れていくのだと思いますが。

先ほどの話で，毎年，許可の更新をするとしても，そこで何らかのチェックをしないと，まあ３年毎でいいというご判断かと思いますが，その辺は，実際これまで問題が起こってなければ，ということになるかもしれませんが，県のご認識は？

○事務局

基本的に３年にすればいいということではなく，あくまでも先ほどの管理義務が前提にあって，危なければ毎年でもしていただく，その辺の具体的な設置者，所有者等に対する指導というのは，今後，市町との会議の中でもお願いしたいと思っています。

○田邊会長

一般的に管理義務があるから，とりあえずそれで対応できるということで，形式的なものとは違うということですか。

○事務局

まあ，そうですね。あくまでも管理をちゃんと行う責任がある中で，最低限，３年間毎やっていてほしいということですので，ものによっては毎年しないといけないと思います。これは市町の窓口で許可する際に，その辺を指導していただきたいとは思っています。

○田邊会長
　はい。
　ほかに何か御意見，御質問はありませんか。

○伏見委員
　平成３１年１０月１日施行ということで，それまでを準備期間ということでしたが，具体的にその準備はいつどのような形で何をやられるのか教えてください。

○事務局
　県でいろいろリーフレットなどを作りまして，屋外広告業をされている方への周知も当然ですし，今，許可されている方への周知を，市町を通じて行ってまいります。
　また，当然，点検するということですので，所有者などが有資格者の中から適切な管理者を選定して委託契約を結ぶということになりますので，その辺の有資格者の情報ですとか，どういった契約をすればいいのかというひな形の情報提供とか，その辺について，県としては市町を通じて情報提供していくことを考えています。

○伏見委員
　業者や管理者に対する情報提供というのは，パンフレットのみなのか，ホームページもなのか…

○事務局
　はい，ホームページもそうですし，必要に応じて説明会をしてほしいということでしたらその辺も考えたいと思います。

○田邊会長
　よろしいでしょうか。ほかにありませんか。

○岡山委員
　点検報告書は，「異常あり・なし」の「あり」のままこの書類が提出された場合はどのように対応されるのでしょうか。

○事務局
　「異常あり」では許可されない，許可できないという…

○岡山委員
　それをはっきり言っていただきたいと思います。是正をしなさいという指導をすると思う

のですが，「是正しなければ許可しませんよ」と。その是正までの期間などは，具体的に，「１か月以内に是正しないと許可が下りません」とか…

○事務局
　はい，その辺はまだ詰めておりませんけれども，５ページの点検報告書の「総合評価」で，「良好，経過観察，改善済」ということで，「改善要」の項目を設けていないということは，「改善要」のものは受け付けられないということの現れであります。
　もしそういう「改善要」のものについては，至急，改善させる形で，その辺の事務手続きというか流れについては，今後，市町と詰めていきたいと考えております。

○田邊会長
　実務的なものとして，「とりあえず更新するけれど，何か月内に処理してください」という形にはならないのですか。そんなことにもなりそうな気がしますけれども。

○事務局
　それをやるとなかなか…。

○田邊会長
　もちろんいけないのでしょうが。
　ただそうすると，逆に，更新できない場合は何か月か看板を下ろさないといけないということになりますよね。そういう実例というか，そういうことは今まであったのでしょうか。

○事務局
　その事例については，市町から聞いたことはありません。

○田邊会長
　多分ないのでしょうね。

○岡山委員
　で，そのまま違法看板になっていくという現状だと思います。

○田邊会長
　その可能性が高い気がしますね。それを少し，実際の運用のところで厳しくやらざるを得ないですね。

○事務局
　違法看板については先ほどの違反に対する措置もありますし，除却等を命じることもでき

ます。

ただ，その辺のやり方については，今まではそういう制度はあるけどなかなか実務的にそこまで踏み込んでいない，その辺のノウハウがないという話も聞いたりしますので，その辺は，スムーズに制度が運用するような形でのルール作りを進めたいと思っております。

○田邊会長

ほかにありませんか。

○岡山委員

まず，管理者の資格要件で，４ページに一から五まであります。

五の「一般社団法人　日本屋外広告業団体連合会が実施する点検技能講習会修了者」とありますけれども，正式には「点検技能講習修了者」で，「会」はありませんので，そこは修正をお願いしたいと思います。

国交省から出ている「屋外広告物ガイドライン（案）」では，ここは非常に曖昧な表現で，「屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者等」という表現で，日広連を名指ししていないので非常に曖昧なのを，広島県は日広連と載せていただいているので，非常にありがたいと言いますか，感謝申し上げるところではあるのですが，そもそもこの日広連の点検技能講習が始まったのは，札幌の事故より前に企画が始まりまして，国土交通省から「安全点検を業界団体で進めてくれ」ということで始まりました。

そのときに言われたのは，「屋外広告士」という資格の中に安全点検の試験項目がないのです。なので，「安全点検は屋外広告士にはできない」と国土交通省から言われて，「業界団体で安全点検に特化した資格を作りなさい」という指導を受けまして，この資格ができています。広島では２回ほどこの講習があり，３００名程度ですが修了者が出ています。

私はこの講習会講師の立場ですが，私どもの願いとすれば，もっと踏み込むと，書類を作る管理者は，屋外広告士であったり建築士であったりでいいかと思うのですが，この講習会の修了者というのは高所作業車に乗って実際に看板を叩いて触ってボルトを見て，点検作業をする人たちのための資格なのですね。私の思いとしては，管理者と点検者，この点検報告書では「管理者（点検者）」となっていますが，分けていただきたいなというのが本当の思いです。

書類作成等で，看板が今どういう状況にあるかを管理するのはこの一から四の方でいいのですが，実際に点検実施者，実務者は，この点検技能講習の修了者だというのが理想ではないかというのが私の思いです。

管理者は一から四の方，逆に点検技能講習者はそういう実務の勉強はしますが，書類作成などはしないので，屋外広告士に書類は作ってもらうけども，実際の点検は屋外広告士ではなく，点検技能講習の修了者が，高所作業車で上がって夜間作業などで看板を開けて中を見てみると。

もちろん両方の資格を持っている人間が両方やるということはあると思いますが，ここの住み分けをすると，なお素晴らしい改定になるかなと思います。意見として申し上げました。

○事務局
はい，今後の課題とします。

○田邊会長
ガイドラインにしたがって改正案を作っていると思いますけれど，いま拝見すると，ガイドラインの第２６条，８５ページですが，その２６条第２項のところで，登録試験機関が行う試験に合格した者というのがありますが，これとの関係は？

○岡山委員
それは多分，屋外広告士のことです。

○田邊会長
ああ，そうですか。そこまではいかないのですか。

○岡山委員
はい。点検のみです。

○田邊会長
この講習を受けた方はたくさんおられるのですか。

○岡山委員
広島では３００人弱かと思います。

○田邊会長
それで，今，対応可能な感じですか，それとも，もっと何倍かいないといけないですか。

○岡山委員
そうですね，人数はもっと増やさないといけないと思っておりまして，我々業界団体としても年に最低２回は講習をして，修了者の人口を増やそうという計画でおります。

○伏見委員
それぞれ専門の方が一番から五番までいらっしゃって，電気工事の方は，屋外広告の内部の電気のチェックなどをされるのだと思うのですが，それぞれ専門が違いますので，全員がその講習を受けたからといって１人でできるわけではないと思うのですが，その辺りはどう

なのでしょうか。

この一番から五番までの中で，２人以上で検査をするとか，技術の専門の方が検査をするとか，そのようなルールは今後考えられる予定はないのでしょうか。看板の種類や大きさによっても，それぞれこの専門１人ではとても無理だと思うのですが，その辺はいかがでしょうか。

○事務局

この資格につきましては，広島市が一から四までの資格をやっているということで，広島市にお聞きしたところ，特に問題なくやっているということであります。一番から四番までは，まあ人数も割とたくさんおられますので，有資格者で頼む人が誰もいないという状況は避けられるかなというところもありました。そして，先ほどの点検技能講習については，最近の流れ，動きを踏まえて五番を入れたということです。

資格者について，今後どういう資格にすればいいかというのは，言われるとおり看板ごとに資格を決めればいいというのはもっともなのですが，実際にそれでうまくいくかということについて，また市町とも協議して，もう少し改善できないかということについても検討してまいりたいと思います。

○田邊会長

元のガイドラインもですが，例えばガイドラインの１９条の２という新しく作られたところでは,「屋外広告士その他これと同等以上の知識を有する者」となっているので，本来は屋外広告士と同等以上の知識を有する者でないといけないという趣旨ですね。

すると，今，伏見委員がおっしゃったように，多分，電気工事士や電気主任技術者というのは，もちろん電気のプロではありますが，屋外広告の設置・管理のプロではないと思います。

確かに，制度を動かすときに有資格者がいないとどうにもならないという差し迫った事情はあるでしょうけれども，やはりそういう方もぜひ講習を受けていただいた上でやっていただくと。ただ講習は何等かの形で緩和といいますか，講習項目を減らすということはあっていいと思います。それで初めて「同等以上の知識」となるのではないかと思うのですが。

○友道委員（都市建築技術審議官）

いろいろな御意見を頂戴しましてありがとうございます。今の議論の中で一番重要なところは，設置・敷設と管理というのは，違うファクターで見ないといけないと思っています。

今回，管理上，点検ということになると，ご存知の方もいると思いますが，例えば建築士であったり電気工事士であったりというのは,例えば壁面にアンカーボルトを打設するとか,そういう簡便なことはできる。ということは点検もできるわけです。

その上で,何が専門かというと,例えば建築士ならこういう躯体の構造をどうするかとか,電気であれば電気の配線をどうするか,そういう次のステップでは入っていくと思いますが,

今回の点検のように条例で新たなものを加えることになりますと，なるべくでき得る方であれば点検をやっていただく。

ただ，そういったでき得る技術がない方については，当然のことながらそれではまずいだろうということで，今回は，いろいろな御意見を頂戴しながら，ここの五番については，これを入れたらどうだろうかという提案をさせていただいています。他県の事例では，実際に入っているところと入っていないところがあります。補足をさせていただきました。

○田邊会長

どういう資格にせよ，９５ページのガイドラインの運用のところで，「点検にあたっては，屋外広告業の事業者団体が作成している技術基準等を参考にした上で確認する」と。

だから点検のマニュアルとしては共通のものがあるようですので，それに則って他の電気関係の方などがやっているとすれば問題ないかと思います。

ほかに何かありませんか。

特になければ，これで第１号議案は終わります。いろいろ御意見をいただきましたけれども，原案通りということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

出てきた意見は参考にして，まだ規定の文言などで流動的なところもあるようですので，今，出た御意見等を参考にして詰めていただくよう，よろしくお願いします。

それでは異議なしと認めまして，第１号議案は原案通りとします。

では第２号議案について説明をお願いします。

第２号議案　規制地域の指定について

○事務局

それでは規制地域の指定について御説明いたします。議案書の６ページをお開きください。

第２号議案は規制地域の指定について諮問するものでございます。内容は，田園住居地域を許可地域及び禁止地域に指定するため，条例を改正するものでございます。これにつきましても，具体的には議案説明資料を使って御説明いたします。

議案説明資料の１０ページをお開きください。

まず，今年の都市計画法の改正により創設された田園住居地域について御説明いたします。

昨年，平成２８年５月に，都市農業振興基本計画が策定されておりますが，そこでは，都市農地は宅地化すべきものから都市にあるべきものへ転換されております。このような都市農地を取り巻く環境の変化を背景に，「２　都市計画法の改正」に記載のとおり，今年，都市計画法が改正され，新しい用途地域といたしまして田園住居地域が創設されております。田園住居地域は住居と農地が混在し，両者が調和して居住環境と営農環境が混在している地域

として，来年，平成３０年４月１日付けで誕生することになっております。

１１ページを御覧ください。

「３　田園住居地域の特徴」といたしましては，建築規制の形態規制及び用途規制の両方において，低層住居専用地域と同様な規制がかけられている点が挙げられております。

下の方に，国が示す田園住居地域の指定イメージを掲載しておりますが，現行の低層住居専用地域の一部を切り取り，田園住居地域に変更，指定するイメージとなっております。

８ページをお開きください。

「１　都市計画法の改正に伴う屋外広告物法の改正」でございます。先ほど，都市計画法の改正により，新たな用途地域として田園住居地域が創設されたことまでは御説明したところですが，この都市計画法の改正に伴い，屋外広告物法も改正され，表の改正前後に記載のとおり，屋外広告物の表示等を禁止できる地域に田園住居地域が追加されております。施行は都市計画法の改正と同じ平成３０年４月１日でございます。

「２　規制地域への「田園住居地域」の指定」でございます。今後，本県市町においても，現在は予定はありませんが，今後，田園住居地域の指定が行われる可能性があるため，田園住居地域における屋外広告物の取扱いを定める必要があると考えております。

そこで田園住居地域の特徴を見てみますと，先ほど御説明したとおり，田園住居地域は建築規制において低層住居専用地域と性格が近く，屋外広告物の規制についても低層住居専用地域と同様な取扱いをすることが適当であることから，表に記載のとおり，条例第２条の許可地域，及び条例第３条の禁止地域に田園住居地域を指定したいと考えております。

「３　施行予定期日」につきましては，屋外広告物法の施行に合わせ，平成３０年４月１日を考えております。

第２号議案の説明は以上です。

○田邊会長

以上の説明について，御質問，御意見はありませんか。

○奥田委員

この田園住居地域には大きさの指定などはあるのでしょうか。何㎡以上とか，そういった細かい規定はありますか。

○幹事（都市計画課長）

広島県都市計画課長です。

用途地域なので，限定的に，何㎡以上の土地といった生産緑地のようなものではなく，特にいくら以上といった規程のようなものはありません。今でも住居地域とか工業地域とか，一定の広さを持った，一定の性質を持ったところを一括りで決めていますが，特に面積的なものが示されているわけではありません。

○奥田委員
　住居と農地の割合，比率なども決まっていないのですか。

○幹事（都市計画課長）
　その辺もまだです。都市計画法が改正されて，屋外広告物法等が改正されたのですが，今後，都市計画法に基づいて国も運用指針のようなものを出して，細かな指導が出ると思われますが，まだ，そのようなものは出てきていないので，今のところ指定はされていません。今後いろいろ，国としての何らかの考え方が示されてくると思いますが，まだその段階ではないということです。

○奥田委員
　わかりました。

○田邊会長
　これは，新たな地域が設定されて，その地域をどう扱うかというときに，従前の低層住居専用地域と同じように扱うのだと。それによって屋外広告についても同じ規制がかかるということですね。

○事務局　幹事（都市計画課長）
　はい，そういうことでございます。

○田邊会長
　まだ具体的なイメージは，なかなか出て来ないということでしょうかね。
　ほかに何かありませんか。

○奥田委員
　「２　規制地域への「田園住居地域」の指定」のところで，「今後，本県市町においても，用途地域で「田園住居地域」の指定が行われる可能性があるため」と書かれています。具体的にというか，あまり決まっていないのでしょうけれども，この近辺でいうとどの辺りというのがあったりするのでしょうか。

○事務局　幹事（都市計画課長）
　まだ具体的な話はありませんし，市町とそういう話もしていませんが，イメージとしては説明資料にあるように，住居の中に農地が混在しているようなところです。住宅が密集しているような都市部ではなく，ある程度農地が混在しているようなところで，農地を生かしながら一体のまちづくりをしていこうというようなエリアですが，具体的にどこというイメージはまだできておりません。

○中原委員

これは要するに，都市農業をどう守っていくかという発想で，そこに変な看板があってはまずいでしょうという話なので，広島県は特にそういう生産緑地などの指定はないわけですから，むしろ県が，ここは住居と農地がかなり混在していて，今おっしゃるような田園住居地域にふさわしい地域ではないですかと指定していくような側にあるのではないかと思うのです。これは屋外広告物の話とは関係ないですが。

この地域が具体的にどこにあるかと，多分今までなかったわけですから，今，それを言われても困ると思うのですが，ただ，それにふさわしい地域というのは多分，広島市を外してもかなりあると思うので，そこには看板を立てられない方がいいのではないかと。むしろそういう発想から言うべき話ではないかと思うのですが，いかがですか。

○幹事（都市計画課長）

まずこの地域の指定ですが，屋外広告の話は置いておいても，今，言われましたように，この都市農地は，従来のように人口がどんどん増えている時代であれば，宅地開発をしていくという考え方がありましたが，今の人口減少も踏まえた上で，更に，都市農地というのは防災の機能を持つべきだとか，農業体験とかにも使える農業生産的な緑地として，都市農地を大切にしていこうという発想ですので，まずこういった新しい地域が設定されて，こういったところで活用できるという情報は当然，今後，市町ともヒアリングなどの都度，協議をしていこうと思います。

それぞれ市や町が持っておられる地域で，合致すべきところがあれば活用したらどうかという話は，一緒になってしていこうと思います。そういった中で，そういう地域ですから，広告などもない，住環境も大事にできるようなものにするということで，この地域が指定された暁には，禁止地域に含めるべきではないかということで提案させていただいているということです。

○中原委員

指定するのは県ですか，都市計画課がするのですか。

○幹事（都市計画課長）

用途地域の指定自体の決定権者は市や町になります。ただ，当然，県にも協議が上がってきまして，一緒になっていろいろ考えさせてもらいます。

○中原委員

運用的には，むしろ積極的に県と市町で協議しながら，こういう地域指定を進めていくのが大事かと思いました。ちょっと屋外広告物とは違う話ですが。

○田邊会長

ぜひ，議会を通して知事と議論していただきたいような話だと思います。指定の方はもう少し大きなレベルでいろいろな御配慮をいただくと思いますが，よろしくお願いします。

屋外広告物の関係では，屋外広告物の法律自体が，良好な景観を形成する，あるいは公衆に対する危害を防止するということを目的としています。先ほどの説明資料の１０ページにも田園住居地域というのは目的自体が良好な景観の形成機能，それから防災機能とありますから，屋外広告も当然規制すべきだという話になると思います。

ほかに，この２号議案について，御質問，御意見がありましたらお願いします。

特に御意見がなければ，２号議案も原案どおり承認されたことにしますが，よろしいでしょうか。

（異議なし）

では，第３号議案の説明をお願いします。

第３号議案　適用除外の基準の拡大について

○事務局

それでは，適用除外の基準の拡大について御説明いたします。

議案書の９ページをお開きください。

第３号議案は適用除外の基準の拡大について諮問するものでございます。内容は，町内会・自治会などの「公共的団体」が公共的目的をもって表示，設置するものは，現在，認められている国又は地方公共団体と同様に，屋外広告物規制が適用されないよう，適用除外の基準を拡大する規則改正を行うものでございます。

これにつきましても，具体的には議案説明資料を使って御説明いたします。

議案説明資料の１２ページをお開きください。

この議案は，許可等の事務を担う市町からの強い要望により提案するものでございます。

現在，住民の行政サービスの多様化や行政組織のスリム化，協働の考え方の浸透などに伴い，市町において，町内会・自治会などの公共的団体が市町と連携して行政サービスを提供することが増えており，公共的団体が広告物を表示する機会も増えているところでございます。このような動きは，市町の財政難や人口減少の進行を背景に，今後ますます加速していくと考えられ，県としても支援する必要があると考えています。

公共的団体が広告物を表示する例を表に記載しております。

まず，東広島市では，住民自治協議会が地域住民のまちづくり活動の一環として，志和地区の名所の案内板を設置しております。次に，庄原市においては，東城町の田森自治振興区が，地域振興の一環で地域の観光マップを設置しております。

その活動状況の写真については，東広島市が１４ページ，庄原市については１５ページに，

その活動状況の写真を掲載しております。

戻っていただきまして，次に「２　適用除外の「公共的団体」の追加」について御説明します。

上記の例では，現行の規定によれば，看板を設置した住民自治協議会や自治振興区が，最初の許可申請，１年置きの許可更新申請書等々，それに伴って手数料を収めていただいているところですが，全国的に調べますと，多くの地方公共団体において，上記のような屋外広告物を適用除外とする規定が整備されています。

したがいまして，本県におきましても，社会の変化に伴う市町における広告形態の変化を勘案し，１３ページに記載しております改正案のとおり，国，地方公共団体の次に「公共的団体」を追加して適用除外にしたいと考えております。

「３　施行予定期日」につきましては，先ほどの２号議案と同様，平成３０年４月１日を考えております。

第３号議案の説明は以上でございます。

○田邊会長

以上の御説明について，いかがでしょうか。

○山下委員

公共的団体というところで，今，例として「町内会，自治会など」と出されていますが，公共的団体の定義は，具体的に，例えば観光協会や観光連盟といったところも含まれるのか，あるいはどういう定義で「公共的団体」とされるのでしょうか。

○事務局

公共的団体については地方自治法１５７条に規定しておりまして，「公共的団体」という文言がございます。これについては，行政実例と申しまして，国が地方公共団体からの質問に対して答える文書がございます。そこでは広く解釈されていて，あまり定義付けになっていないため，これをそのまま使って定義付けるが難しいところもございます。このため，市町と協議の上，私どもの内規で定義の絞り込みを行っていきたいと考えております。

○山下委員

ありがとうございます。

○田邊会長

今の行政実例で，何か文言があれば読んでいただけますか。

○事務局

はい，行政実例はかなり長いですが，「公共的団体とは，農業協同組合，森林組合，漁業協同組合，生活協同組合，商工会議所等の産業経済団体，社会福祉協議会，社会福祉団体，赤

十字社等の厚生社会事業団体，教育団体，青年団，婦人会，文化団体，スポーツ団体等の教育文化スポーツ団体等，いやしくも公共的活動を営む者は全て含まれ，法人たると否とを問わない」と書いてありまして，これでは全て入りそうなので，その辺は私どもの方で内規を作成し市町に示したいと思います。

○田邊会長

私の専門からいうと，今ので十分定義になるような気がします。逆に言うと，あまりそれ以上に制限を加えると，この目的が達せられない気がしますので，その辺は，他県などとの兼ね合いもあるでしょうが，できるだけ緩やかに考えていただいた方がいいのではないかと思います。

○事務局

条文の中には「公共的目的」という文言もあります。主体と，どういう広告をするかという２段構えの条文になっておりますので，その辺も加味しながら決めていきたいと思っております。

○田邊会長

昔の公益法人の定義に近い話ですね。あれはもう古いですが。

ほかにありませんか。

○山田委員

公共的団体という定義と併せて,「公共的目的」というのもちょっとよくわかりませんでした。

東広島市の住民自治協議会，庄原市の自治振興区，いずれも市町村合併の後の地域自治組織で，広島県の２３市町の中には，こういう地域自治組織を設置したところがたくさんあります。確かにこういった地域自治組織がこれから行政サービスをしていくことは時代の流れで，ますます重要になってくるだろうと思うのですが。

一方で，この地域自治組織の課題としては，財政難があります。今は自治体からの補助金を頼りに活動していますが,だんだん行政に頼らず自立していくように自治体から言われて,例えば庄原や三次はそうなのですが，そこでは自主事業として，どちらかというと地域の中で儲ける，地域の中で経済が回るというか，自主事業としていろいろな地域特産品等を利用してお金が儲けるような自主事業を多く実施して,自主財源を確保していく動きがあります。

そうなってきたときに，そういう儲けを目的とする自主事業は，果たして公共的目的といえるのかという話になると，非常に面倒な形になります。

私としては，自治組織というのはよい取組ですし，全国的な流れでもありますので，会長が先ほど言われたように，公共的団体はこの縛りであっても，公共的目的ではこんなもので儲けてはいけないよとなると身動きできなくなるかなと。

これからも行政に頼らないで，地域が地域なりのいろいろな組織でまちづくりを進めていくためには，ある程度緩やかな縛りと言いますか，そういった目で見ていただきたいという思いがあります。質問ではなく意見です。

○田邊会長
そういう団体が店か何かを開いて，「ここに店があります」と表示した場合，それは公共的団体ではあるけれど，公共的目的ではない可能性が出てくるということですね。

○山田委員
はい。看板がなければ，誰にも知られないので，そういうものを作った意味がないので，むしろそういうものを率先して地元の人たちが，いろいろな企業やＮＰＯも含めて，いい形にしてくれる方が望ましいかなという気はします。

○事務局
その辺の線引きは市町と話し合っていきたいと思います。ある一定以上の営利的なものは，正式に申請していただくというか，その辺の線引きについては微妙なところも出てくるかと思いますが，事例を重ねていって，ある程度の線引きを決めていきたいと思っております。

○田邊会長
法律の目的からすると，先ほどのように景観維持等の観点から，原則許可という話ですから，そこがなかなか難しいですね。そこは今の段階では結論が出ないので，よろしくお願いします。
ほかに何かありませんか。

○伏見委員
事例として庄原市と東広島市の例が出ています。庄原市の方は，まだまとまっていると思いますが，東広島市の誘導看板は，景観としては害になるのではないかと。
事例としてはあまり良くないかと思います。赤い矢印の形もよくありませんし，「出口地蔵堂」の矢印もどちらに行ったらいいのか，決して良い矢印ではありません。
そのようなデザイン上のチェックなどはどうされるおつもりでしょうか。野放し状態では，逆に景観が乱れてしまいますし，観光の視点からもマイナスになるのではないかと思いますが，その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○事務局
屋外広告物の条例での規制について，デザイン的なものは，今はチェック項目になっていないので，その辺は市町の指導でやっていくのかなと考えています。
ただ，市町の方でそういうデザインの専門家がいるのか，その辺の問題はありますので，

それは先生のご助言などの力を借りながら…

○伏見委員
　県としてはタッチしない，市町に任せるということでしょうか。

○事務局
　条例の性格上，なかなか難しいところがあるということです。

○伏見委員
　ちょっとその辺りを危惧します。意見でございます。

○田邊会長
　従前の実務からすると，申請が出たとき，市町では，許可するか否かで終わりなのですか，それとも，「これだとちょっとだめですが，こう変えたら許可です」とか，実務上は指導されているのでしょうか。

○事務局
　市町によっても多分違うと思いますが，進んでいる市町においては，「ここの辺はどうか」といった話をしているかと思います。ただデザインの専門家ではないので，どこまでの指導ができているかはわからないところがございます。

○田邊会長
　今の話だと，わかりやすさが犠牲になって問題があり，誤誘動するようなことがあると困ると。そこは何とか，大学からも言っていただければいいのではないかと思います。

○岡山委員
　適用除外となった場合，屋外広告物の管理，安全点検等の責任はどこにあるのでしょうか。

○事務局
　原則的には設置主体ですが，市町の方でもきちんと管理してほしいことは市町を集めた会議でもお願いしています。野放しにはできませんよということです。

○岡山委員
　なりそうな気がするのですが…。

○田邊会長
　一般的には，許可をした後は，もう設置主体にお任せするということなのでしょう？

○事務局
　許可したら，更新まではそうなります。

○田邊会長
　それが公共的目的だから，公共的団体だからということで，多分，その設置団体の主体的な判断が一番尊重されてしまうので，設置団体が責任を負うのは仕方ないけれど，市町に責任を取ってください，管理してくださいということは難しいと思うのですが。

○事務局
　今回の事例では，自治会等の自発的な取組を活用して地域おこしを行うため，市町からお金が出しています。当然，市町と設置団体が話し合って決めたということですので，その辺のコントロールというか，関与は続けていって，「許可は不要だから勝手にしていいよ，ということにはならないようにしてください」とお願いしているところでございます。

○田邊会長
　岡山さんは，そういう具体的事例で，懸念されることがおありですか。

○岡山委員
　いえ，そういうわけではないです。

○田邊会長
　東広島の場合，こういうのがあると，私などそこに住んでいる者としては便利かなとは思います。どこにあるのかわからないというのが結構ありますので。
　ほかに第３号議案について何か御意見，御質問はありませんか。
　よろしいでしょうか。
　特に御意見等がなければ，第３号議案についても原案どおりとしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

　では，異議なしとします。

　本日の以上の審議結果に基づきまして，県知事からの諮問に対する答申を作成することになります。作成につきましては事務局と相談の上，会長に一任いただけますでしょうか。

（異議なし）

今回は，大体，議案のとおりです。ご諮問のとおりということになりますので，特段，裁量の余地はないと思いますので，諮問に対する答申を作成したいと思います。

６　閉会

○田邊会長

本日は以上，少し時間を取りましたけれども，いろいろな御意見，貴重な御質問等いただきまして，ありがとうございました。

これを今後の広島県の屋外広告物の行政に活用され，あるいは先ほどの大きな話がありましたように，広島県全体のいろいろな指定等に活用されて，うまくいきますようにお願います。

それではこれを持ちまして本日の審議会を終わります。

どうもありがとうございました。

○司会（事務局）

どうも長時間ありがとうございました。

以上を持ちまして広島県屋外広告物審議会を終了します。

大変お疲れ様でした。